

「平成20年度社会福祉審議会の提言」に関連する主な県の施策について

1 福祉人材の確保・定着について【提言事項】

提言(要旨)	県としての対応等																					
(1) 経営者や職員を対象にした研修制度の充実・再編																						
<p>ア 福祉に関する理解が不足している経営者等に対する教育や研修を充実させること。</p>	<p>「社会福祉施設経営力向上事業」において、経営実践研修を実施。                      &lt;H20実績&gt; 10/24 長野市 120人、10/30 安曇野市 49人                      &lt;H21予定&gt; 複数事業所連携事業の中で実施(実施時期等は未定)</p> <p>「複数事業所連携事業」                      県社協でコーディネートを行い、小規模事業所が合同で経営力や職員の資質向上のための研修を実施した場合の補助事業。</p> <p>認知症対応型サービス(認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護)の開設者に対し、ケア理念等に関する専門研修を実施。                      &lt;H20実績&gt; 県内3か所(諏訪、飯田、長野)で計36人が修了。                      &lt;H21予定&gt; 県内3か所(諏訪、飯田、長野)で計60人が受講予定(20人/回)</p>																					
<p>イ 研修の受講機会が確保されるような仕組みを検討すること。(特に介護支援専門員への研修は重要)</p>	<p>介護支援専門員研修について、研修開始時期などを調整し、特定の時期に重ならないようにすることによって受講機会を確保した。また、主任介護支援専門員研修については、定員を増員する予定。</p> <table border="1" data-bbox="587 1122 1465 1559"> <thead> <tr> <th></th> <th>&lt;H20実績&gt;</th> <th>&lt;H21予定&gt;</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専門研修</td> <td>2回(2会場) 306人</td> <td>2回(2会場) 定員400人</td> </tr> <tr> <td>更新研修 (実務経験者)</td> <td>2回(2会場) 424人</td> <td>2回(2会場) 定員350人</td> </tr> <tr> <td>更新研修 (実務未経験者)</td> <td>2回(2会場) 169人</td> <td>2回(2会場) 定員400人</td> </tr> <tr> <td>実務研修・再研修</td> <td>6回(4会場) 569人</td> <td>7回(2会場) 定員600人</td> </tr> <tr> <td>基礎研修</td> <td>2回(2会場) 244人</td> <td>2回(2会場) 定員300人</td> </tr> <tr> <td>主任介護支援 専門員研修</td> <td>1回(1会場) 62人</td> <td>回数等未定 300人</td> </tr> </tbody> </table> <p>H21新規事業として、職員がキャリアアップのための研修に参加する間の代替職員確保のための経費助成について検討中。(国の経済対策を活用)</p>		<H20実績>	<H21予定>	専門研修	2回(2会場) 306人	2回(2会場) 定員400人	更新研修 (実務経験者)	2回(2会場) 424人	2回(2会場) 定員350人	更新研修 (実務未経験者)	2回(2会場) 169人	2回(2会場) 定員400人	実務研修・再研修	6回(4会場) 569人	7回(2会場) 定員600人	基礎研修	2回(2会場) 244人	2回(2会場) 定員300人	主任介護支援 専門員研修	1回(1会場) 62人	回数等未定 300人
	<H20実績>	<H21予定>																				
専門研修	2回(2会場) 306人	2回(2会場) 定員400人																				
更新研修 (実務経験者)	2回(2会場) 424人	2回(2会場) 定員350人																				
更新研修 (実務未経験者)	2回(2会場) 169人	2回(2会場) 定員400人																				
実務研修・再研修	6回(4会場) 569人	7回(2会場) 定員600人																				
基礎研修	2回(2会場) 244人	2回(2会場) 定員300人																				
主任介護支援 専門員研修	1回(1会場) 62人	回数等未定 300人																				
<p>ウ 研修の成果等に関する検証方法を検討すること。また、研修の対象者やカリキュラム等を関係者連携のもと再編すべく検討する。</p>	<p>県及び県社協実施の研修について、研修の成果を検証し、研修の成果を毎年検証すると共に、研修体系全般の見直しを検討していく。</p>																					

# 「平成20年度社会福祉審議会の提言」に関連する主な県の施策について

## 1 福祉人材の確保・定着について【提言事項】

提言(要旨)	県としての対応等
(2)福祉職場の環境や魅力の向上	
職員の定着率の高い事業所の取組みを成功事例としてとりまとめ、情報提供すること。	H20年度に県社協が実施した「福祉人材の確保・定着に関する調査」の結果を事業者へ送付。(調査結果には、「募集の際に工夫していること」や「定着のための具体的事例」が含まれる。)
(3)サービス提供事業所に対する監査体制等の充実・強化等	
ア 介護サービスの事業者指定時の審査及び指導監査においては、経営者の資質や運営体制等を十分に審査(監査)するとともに、事業者指定については、需給バランスを十分踏まえ行うこと。	<p>H20から5年間で営利法人が開設するすべての介護保険事業所に対し監査を実施する。</p> <p>5月1日施行の改正介護保険法に基づき、介護保険事業者に法令遵守等の業務管理体制整備を義務付けることにより、介護保険事業者の不正事案の再発防止、介護事業運営の適正化を図る。</p> <p>事業者指定については、第4期長野県高齢者プランのサービス利用量の見込みにあわせて行っている。</p>
イ 指導監査については、福祉サービスの質を高めるための指導を行うなど、より踏み込んだ内容にするよう検討を行うこと。	<p>施設における第三者評価の受審が促進されるよう、すべての対象施設に対して、受審促進通知を発送。 今後も、パンフレット配布等による広報活動等に努めていく。(H20:124件受審)</p> <p>監査については、より機動的に対応できる監査体制の整備を組織改編に併せ検討する。</p>
(4)その他	
ア 個人情報保護法の施行等により、市町村と民生委員など関係者間での要援護者に関する情報共有は困難になっているが、連携を取ったサービス提供を推進するため、情報共有が可能となるような方策を検討すること。	「保有個人情報の提供が、明らかに本人の利益になる」場合、条例で規定する等により、行政が保有する情報を関係者間で共有することができるため、引続き、市町村に対する助言等を行う。 (目的外利用の規定有:全国23市町村(H20.3))
イ 介護福祉職の養成校への入学者の増加策として、介護福祉士修学資金貸与制度の実施を検討すること。	H21から介護福祉士等養成校に入学する者に対する資金貸与制度を開始。 [ 別添資料1-4 ]

「平成20年度社会福祉審議会の提言」に関連する主な県の施策について

1 福祉人材の確保・定着について【報告事項】

報 告 (要 旨)	県としての対応 等
1 福祉目的の県民税の創設や介護職員に対する減税の実施等、予算や職員を福祉行政に集中させるべき。	
2 中高年齢者や外国人にも目を向けた雇用促進が必要。	<p>県人材研修センター(県社協)実施の「H20福祉の職場説明会」について、離職した中高年の方も幅広く参加できるよう、年4回のところ、3回追加開催した。 &lt;H20実績 985人&gt;</p> <p>H21年度の新規事業として、「潜在的有資格者等養成支援事業」を実施。介護福祉士等養成校が潜在的有資格者や高齢者、主婦等を対象に研修を行う。</p>
3 運営する法人の形態に応じた対応が必要	<p>H21年度から実施する「複数事業所連携事業」において、県社協にコーディネーターを置き、法人の運営形態等に応じた事業所の連携方策について相談助言を実施。</p>
4 休暇を取得しやすい職場環境づくりが必要	<p>「社会福祉施設代替職員人材バンク事業」(H20.9～)</p> <p>産休・育休、病休、研修参加時等の代替職員の掘り起し、登録、斡旋を実施。</p> <p>H20年度は、求人175人、求職23名。現時点で成立案件はないが、今後とも事業の周知等を行う。</p>
5 中堅職員の育成とともに、採用後3年未満の職員を育成することも大切	<p>H21年度から実施する「複数事業所連携事業」の中で、合同で中堅職員等を対象としたスキルアップ研修を行うことが可能。</p> <p>また、介護福祉士等養成校が実施する「潜在的有資格者等養成事業」において、従事者向けのスキルアップ研修を実施。</p>
	<p>[ 福祉・介護人材確保対策 全般 <b>別添資料1-2</b>、<b>1-3</b> ]</p>

「平成20年度社会福祉審議会の提言」に関連する主な県の施策について

2 介護保険法・障害者自立支援法の見直しを視野に入れた制度運用のあり方【提言事項】

提言(要旨)	県としての対応等
(1)適正な介護報酬水準の確保	
<p>ア 国の基準を上回って職員を配置している施設に対して、介護報酬上の加算を行うよう国に提言すること。</p> <p>イ 介護報酬単価の引上げには保険料の引上げも伴うことから、国民の理解を得るため、介護報酬単価の積算根拠等をはじめ社会保障制度の現状及び将来像について、国民へ十分な説明を行うよう国へ提言すること。</p>	<p>介護報酬について、今年度プラス3.0%の改定と、それに伴う介護保険料の急激な上昇抑制策が図られた。今回の改定では、基準を上回る介護職員の配置等に対して、加算を行うこととされている。【別添資料1-5】</p> <p>H21年度国の補正予算に、介護職員のさらなる処遇改善のため、介護報酬とは別に交付する「介護職員処遇改善交付金」が盛り込まれている。</p> <p>知事及び社会部長による厚生労働省への要望(12/15,17) (福祉人材の確保や安定した施設運営等が行える報酬制度の確立、社会保障制度に関する国民理解の促進等)</p>
(2)社会福祉施設等利用者の負担軽減	
<p>社会福祉施設等は個室化が進み、従来と比べて利用者負担が増加する場合があるが、低所得者の施設利用が困難にならないような対策を講じること。</p>	<p>平成21年度を初年度とする第4期介護保険事業支援計画においては、国の方針に基づき個室・ユニットケア化は推進するものの、設置主体が市町村との協議のうえユニットケア型以外の施設整備を希望する場合にはその意向を尊重することとしている。</p> <p>食費、居住費(滞在費)の自己負担限度額の見直しについては、引き続き国へ要望している。</p>

【報告事項】

報告(要旨)	県としての対応等
<p>1 高齢者や障害者が、住み慣れた地域で生活を送れるよう各種支援を行っているところだが、看取りのことを考えると、施設への回帰も必要。</p>	<p>施設整備について、3月に策定した第4期介護保険事業支援計画において、市町村の意向を尊重しながら施設の目標値を設定。平成21年度からの3年間で施設・居住系サービスの定員数は、約3,100人分の増加の目標。</p>
<p>2 ボランティアへの交通費等実費弁償が必要。また、快適に仕事が行われるような環境づくりが求められる。</p>	
<p>3 障害者自立支援法への移行施設の検証が必要。</p>	<p>新法への移行施設:全体で31.5%(H21.4.1現在) 新法移行施設の運営状況については、引続き、実地指導や相談支援等を通じて実態把握に努める。 【別添資料 1-6】</p>
<p>4 障害者グループホームの実態把握を行い、改善点がある場合必要な措置を講ずること。</p>	<p>西駒郷からの地域生活移行後の実態把握については、H18,19年度に研究グループへ委託して調査を実施。 西駒郷地域生活支援センターにおいては、問題ケースについてグループホーム等を訪問し、相談支援に応じてきている。</p>

「平成20年度社会福祉審議会の提言」に関連する主な県の施策について

3 子育て支援施策について【提言事項】

提言(要旨)	県としての対応等																		
(1) 児童相談体制の充実																			
<p>児童相談所における児童福祉司や児童心理司等の職員体制の更なる充実を図ること。</p>	<p>児童相談所における職員の状況                      ・児童福祉司:33人(H19) 36人(H20) 37人(H21)                      ・児童心理司:15人(H19) 17人(H20) 18人(H21)                      引き続き、職員体制の充実に努めていく。【別添資料1-7】</p>																		
(2) 児童虐待の早期発見や予防に関する研修や教育の充実																			
<p>ア 児童虐待に関する市町村職員対象の研修を充実させること。</p>	<p>基礎研修、専門研修を全県あるいは児相ごとに実施予定。</p> <p>児童虐待対応職員専門性強化研修（児童相談所、児童福祉施設職員等）</p> <table border="1" data-bbox="639 786 1437 913"> <thead> <tr> <th></th> <th>&lt;H20実績&gt;</th> <th>&lt;H21予定&gt;</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎編 全県</td> <td>1回 参加者数 19人</td> <td>1回 参加者数 20人</td> </tr> <tr> <td>専門編 全県</td> <td>2回 参加者数 76人</td> <td>2回 参加者数 90人</td> </tr> </tbody> </table> <p>市町村児童家庭相談担当者研修（市町村、児童相談所職員）</p> <table border="1" data-bbox="639 981 1437 1108"> <thead> <tr> <th></th> <th>&lt;H20実績&gt;</th> <th>&lt;H21予定&gt;</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎編 全県</td> <td>1回 参加者数 83人</td> <td>1回 参加者数 90人</td> </tr> <tr> <td>専門編 児童相談所ごと</td> <td>4回 参加者数 248人</td> <td>5回 参加者数 250人</td> </tr> </tbody> </table>		<H20実績>	<H21予定>	基礎編 全県	1回 参加者数 19人	1回 参加者数 20人	専門編 全県	2回 参加者数 76人	2回 参加者数 90人		<H20実績>	<H21予定>	基礎編 全県	1回 参加者数 83人	1回 参加者数 90人	専門編 児童相談所ごと	4回 参加者数 248人	5回 参加者数 250人
	<H20実績>	<H21予定>																	
基礎編 全県	1回 参加者数 19人	1回 参加者数 20人																	
専門編 全県	2回 参加者数 76人	2回 参加者数 90人																	
	<H20実績>	<H21予定>																	
基礎編 全県	1回 参加者数 83人	1回 参加者数 90人																	
専門編 児童相談所ごと	4回 参加者数 248人	5回 参加者数 250人																	
<p>イ 児童虐待を行う親を支援するため、経済的な援助や精神的な支援の仕組みづくりが必要。</p>	<p>児相職員等が、親子関係の再構築を支援する「家族関係支援プログラム」の作成・実施に取り組んでいる。</p>																		
(3) 保育所における子育て支援体制の充実																			
<p>ア 保育所の保育士が、関係機関と連携をとった「子育ての総合専門職」となるよう研修制度の充実等が必要。</p>	<p>保育士の資質向上のための保育士研修会を開催。                      (県主催:10回10か所、福祉人材センター委託:2回3か所(H20)).                      (県主催:10回10か所、福祉人材センター委託:2回2か所(H21)).</p>																		
<p>イ 保育所における障害児等の受入体制(職員配置等)に係る実態把握が必要。</p>	<p>障害児保育の実施状況:61市町村238か所で1,534人の障害児が入所(H21年度)。</p> <p>保育士加配有り(児童2人に対し保育士1人、地方交付税措置されている。(H19から地方交付税における「地域の子育て支援のための措置」により障害児4人に対し保育士1人から増額拡充))。</p>																		
<p>ウ 児童デイサービスセンターと保育所の両方に通う障害児の親に対しては、「保育に欠ける」要件の認定に際して、配慮を行うこと。</p>	<p>「保育に欠ける」要件の認定は、各市町村が条例等の規定により個別に判断しているため、県が一律に緩和することは難しい。</p>																		

「平成20年度社会福祉審議会の提言」に関連する主な県の施策について

3 子育て支援施策について【提言事項】

(4) 児童館・児童クラブにおける障害児の受入れ体制の充実	
児童館・児童クラブ職員を対象に、発達障害に関する研修を充実させること。 また、正規職員が対応する体制整備に配慮すること。	障害児に関する知識を有する職員を児童クラブ等に配置する市町村に対し、県で財政支援を実施。 職員研修については、充実を検討。 県で実施した調査によると9割以上の職員が非正規職員となっており、国に対して、正規雇用が進むよう運営費補助金の基準額の引上げ等を要望している。
(5) 県社会部と教育委員会との連携強化	
児童虐待の防止等に関して、社会部と教育委員会の連携体制を強化すること。	要保護児童の早期発見や適切な保護を行う「要保護児童対策地域協議会」に教育委員会他関係者も参加し、関係機関等が共通認識の下に、役割分担をしながら支援を実施している。(広域単位のネットワークでも連携)
(6) 小・中学校の教員の研修強化	
小中学校の教頭や教務主任を対象に、児童虐待に関する研修を実施すること。	校長会や養護教諭等を対象として、児童虐待防止に関する研修に努めている。 <H21予定>義務校長研修会(6月2日、6月9日)
(7) 児童福祉施設における職員充実	
児童福祉施設の職員は、24時間体制での対応が必要な中、さらに配置が進むよう配慮すること。	県では、国の職員配置基準(児童6人に職員1人)を超え職員を配置する場合、「児童4.7人に職員1人」以内で、費用を一部助成。 (現在国において、実態調査に基づき、配置基準の見直しが検討されている。)

【報告事項】

報告(要旨)	県としての対応等
1 児童虐待の早期発見や予防のため、教員への研修と子どもへの教育を強化すること。	教員に対する研修は、上記(6)により実施。 子どもへの教育では、平成17年度から3年間にわたり、学校及び幼稚園・保育所における児童虐待防止のための実践的な教育・啓発を推進するため、虐待防止プログラムを提供できる市民団体等(CAP)と連携し、子どもや保護者を対象とした啓発事業を新たに行う場合に、経費の一部を助成する「いじめ・暴力から子どもを守る人権教育事業補助金」を実施してきた。
2 児童館・児童クラブには、障害児担当の保育士を配置する必要がある。	県では、児童クラブにおいて障害児を適切に受け入れるため、専門的な知識を有する職員を配置する場合、運営費の助成に加算を行っている。 障害児受け入りのための研修を、開催日等も工夫して実施していく。 (H21は福祉人材センターへ委託で2回実施予定。保健福祉事務所福祉課でも開催検討)
3 児童館・児童クラブでは、統合保育の観点から、障害児も受け入れて運営したほうが良い。	〔上記 報告2参照〕 引き続き、運営費の助成や研修の実施等を通じて、障害児を受入れられる施設を増やしていく。

「平成20年度社会福祉審議会の提言」に関連する主な県の施策について

3 子育て支援施策について【報告事項】

<p>4 児童虐待防止等のためには、教育機関、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携強化が必要。</p>	<p>スクールカウンセラーの設置状況 教育委員会において、臨床心理士等の資格を持つスクールカウンセラーを拠点中学校80校に配置。周辺小中学校の不登校児童生徒等に関するカウンセリングを実施している。</p> <p>スクールソーシャルワーカーの設置状況(H20～) 教育委員会において、社会福祉等の資格を持つスクールソーシャルワーカーを県内に4名配置。関係機関とのネットワークを活用しながら、不登校など課題を抱える児童生徒の支援を行っている。</p> <p>スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーとの連携</p> <p>要保護児童対策地域協議会（設置率：95%(児童福祉法に基づかない任意のネットワークを含む)） 市町村の母子保健・福祉担当部局、児相、医療機関、学校、警察等を構成員に、情報交換や支援内容等を協議。</p>
<p>5 「情緒障害児親の会」、「不登校児親の会」の活動状況の把握や情報提供が必要。</p>	<p>県内には「長野県自閉症協会」「信州ADHD親の会」「パルパル東北信(長野アスペ親の会)」等の発達障害に係る親の会が設立されている。</p> <p>県内27の市町村で「親の会」に何らかの支援を行い、14の市町村で「ペアレントトレーニング」(親の子に対する接し方に関する学習)を実施している。</p> <p>「不登校児親の会」とは、委託先の市町村等の地域支援センターを通じて連携している(不登校児童生徒支援ネットワーク整備事業)。</p>

「平成20年度社会福祉審議会の提言」に関連する主な県の施策について

4 権利擁護に関する施策について【提言事項】

提言(要旨)	県としての対応等
(1)権利擁護に関する総合相談窓口の設置	
<p>高齢者や障害者、福祉関係の職員及び市町村職員等が、成年後見制度など権利擁護に関する相談ができる成年後見センター機能も有する「総合相談窓口」の設置について検討すること。</p>	<p>H21年度の新規事業として成年後見制度促進事業を実施中。                      (実施主体)県社会福祉協議会                      (事業内容)                      ・モデル地区(上伊那広域・長野広域)において、市町村担当者のための相談窓口を設置。必要に応じて弁護士・司法書士等専門家を派遣。                      ・関連団体による市町村等支援体制懇談会の実施。                      [ 別添資料1-8 ]</p>
(2)成年後見制度の普及のための支援	
<p>ア 成年後見制度について、費用に対する支援も含めた総合的な支援策を講じること。</p>	<p>介護保険法及び障害者自立支援法に基づき、市町村は「成年後見制度利用支援事業」により費用助成が可能。                      (実施市町村はH20年度で、高齢者36市町村、障害者14と少ないので、市町村に対して制度を導入するよう、引続き要請)</p>
<p>イ 社協が行う「日常生活自立支援事業」の利用者に判断能力の低下がみられた場合、成年後見制度へ円滑に移行できるよう支援(市町村長申立の活用等)すること。</p>	<p>「成年後見移行支援」(予算額:1,230千円)において、適正利用のため、判断能力の再審査等専門家による相談会の開催や派遣を行い、成年後見制度への移行を促進。 [ 別添資料1-8 ]                       県社協市町村長申立てマニュアルの作成等を検討。</p>
<p>ウ 県において、成年後見制度や日常生活自立支援事業に関する実態を把握すること。</p>	<p>家庭裁判所(成年後見制度)や県社協(日常生活自立支援事業)と連携して、実態を把握していく。</p>
(3)日常生活自立支援事業に関する支援	
<p>日常生活自立支援事業に関する専門員の活動実績や所要経費等を十分把握し、補助制度の充実を図ること。</p>	<p>H21年度の専門員活動経費は、H20年度と較べて6,651千円(+26.9%)増の31,372千円となっている。</p>
(4)その他	
<p>障害者等の家庭を訪問し、相談支援も行う市町村の保健師等を対象に、権利擁護に関する研修を実施すること。</p>	<p>保健所において、市町村の保健師等を対象に保健師研修会をそれぞれ年10回程度開催しており、児童虐待の防止や軽度発達障害児への対応等に関する研修実績あり。                       21年度、保健所及び市町村保健師を対象にした児童虐待の防止、発達障害の早期発達支援に関する研修会を予定。</p>